

令和7年度 イノシシ・ニホンジカ捕獲功労者表彰実施要領

1 目 的

イノシシ等の野生鳥獣による生態系や農林業等への被害防止とともに、高齢化による捕獲活動の担い手の減少への対策が課題となっている。このため、茨城県内においてイノシシ及びニホンジカを有害鳥獣捕獲許可又は狩猟により捕獲した者の功績を労う表彰を実施することにより、捕獲実績の拡大を図るとともに、捕獲活動の担い手となる人材の増加に資する。

2 主 催

茨城県

3 協 力

一般社団法人 茨城県猟友会

4 実施方法等

(1) 実施期間

令和7年4月1日（火）から令和8年2月15日（日）まで

(2) 応募締切

令和8年2月18日（水）※必着

(3) 送付先

〒310-0912 茨城県水戸市見川3-1069（株式会社 ITS 内）
茨城県狩猟の担い手確保事業運営事務局
担当：西島・矢吹 TEL:080-4361-8654

(4) 応募条件

●イノシシ

【対 象 者】

<一般部門>

次の①と②の両方に該当する個人又はグループであること。

- ① 茨城県内で有害鳥獣捕獲許可を受けた方又は令和7年度に狩猟者登録を行った方（グループでの応募も可）。
- ② 狩猟免許を初めて取得してから4年以上の方又は過去に新人部門に入賞された方。

<新人部門>

次の①と②の両方に該当する個人であること。

- ① 茨城県内で有害鳥獣捕獲許可を受けた方又は令和7年度に狩猟者登録を行った方。
- ② 狩猟免許を初めて取得してから3年以内の方。

※ 令和5年以降に、わな猟又は銃猟（第一種銃猟又は第二種銃猟）免許を取得した方。（まだ免許の有効期間の期限を迎えたことがなく、令和8年度以降に初めて期間の更新を行う予定の方。）

※ 過去に新人部門に入賞された方は、一般部門への応募とする。

【捕獲対象】

次の①～③の条件をすべて満たすイノシシであること。

① 茨城県内において有害鳥獣捕獲許可又は狩猟により捕獲した個体であること。

※ 指定管理鳥獣捕獲等事業等により捕獲した個体は対象外とし、応募があった場合は該当個体を無効とする。

② わな猟又は銃猟（第一種銃猟又は第二種銃猟）により捕獲した個体であること。

＜一般部門＞ ③ 体長が100cm以上の個体であること。

※ 体長が100cm未満は対象外とし、応募があった場合は該当個体を無効とする。

＜新人部門＞ ③ 体長が70cm以上の個体であること。

※ 体長が70cm未満は対象外とし、応募があった場合は該当個体を無効とする。

●ニホンジカ ＜一般部門・新人部門共通＞

【対象者】

茨城県内で有害鳥獣捕獲許可を受けた方又は令和7年度に狩猟者登録を行った方（グループでの応募も可）。

【捕獲対象】

次の①と②の条件をすべて満たすニホンジカであること。

① 茨城県内において有害鳥獣捕獲許可又は狩猟により捕獲した個体であること。

※ 指定管理鳥獣捕獲等事業等により捕獲した個体は対象外とし、応募があった場合は該当個体を無効とする。

② わな猟又は銃猟（第一種銃猟又は第二種銃猟）により捕獲した個体であること。

(5) 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記載し、捕獲したイノシシ又はニホンジカの体長及び後足長が確認できる写真を添付の上、4(3)の送付先へ郵送により送付する。添付する写真は4(6)の条件を満たすこと。

※ イノシシ・ニホンジカの体長及び後足長は4(7)の方法により測定すること。

(6) 添付する写真の条件

次の①及び②の各条件をすべて満たす写真を添付すること。なお、撮影場所は問わない。条件を満たさない写真により応募があった場合は、該当個体を無効とする場合がある。

①捕獲個体の体長が確認できる写真…1枚以上

- ・ 捕獲個体の全長が写り、輪郭がはっきり確認できること。
- ・ 捕獲個体は右向きにまっすぐ（背骨・首を伸ばして）横たわせること。

- ・ 捕獲個体の体に油性スプレー（黄色や白色など）で捕獲日を記載し、それをはっきり確認できること。
- ・ 捕獲個体の体長を測定したメジャーと一緒に写り、目盛り値をはっきり確認できること。
 ※ メジャーの目盛りが小さく目盛り値の細部が確認できない場合は、全体を撮影した写真と目盛りを大きく撮影した写真の両方を添付すること。
- ・ 捕獲者が一緒に写ること。 グループで捕獲した場合は代表者1名で可とする。

②捕獲個体の後足長が確認できる写真…1枚以上

- ・ 捕獲個体の後足長を測定したメジャーと一緒に写り、目盛り値をはっきり確認できること。
 ※ メジャーの目盛りが小さく目盛り値の細部が確認できない場合は、全体を撮影した写真と目盛りを大きく撮影した写真の両方を添付すること。

(7) 捕獲個体の体長等の測定方法

次の①～⑥の条件をすべて満たすよう、メジャーを用いて体長及び後足長を正確に測定すること。

条件を満たさない方法により応募があった場合は該当個体を無効とする場合がある。

【体 長】

- ① 体長の大きさは尾の付け根から鼻の先までとする。（尾の長さは含まない。）
- ② 尾の付け根と鼻の先に目印となるもの（棒材や木の枝など）を置くこと。
- ③ メジャーを必ず捕獲個体より下（地面や荷台など）に置き、2つの目印間の長さを測定すること。

※ メジャーが横たわらせた捕獲個体の上面に置かれ（体表に沿うなど）、計測した目盛り値に疑義がある場合、該当値を認めず無効とする場合がある。

【後 足 長】

- ④ 後足長の大きさは後ろ足の膝関節から蹄の先までとする。（後ろ足の左右は問わない。）
- ⑤ 後ろ足の膝関節と蹄の先に目印となるもの（棒材や木の枝など）を置くこと。
- ⑥ メジャーを必ず捕獲個体より下（地面や荷台など）に置き、2つの目印間の長さを測定すること。

(8) その他

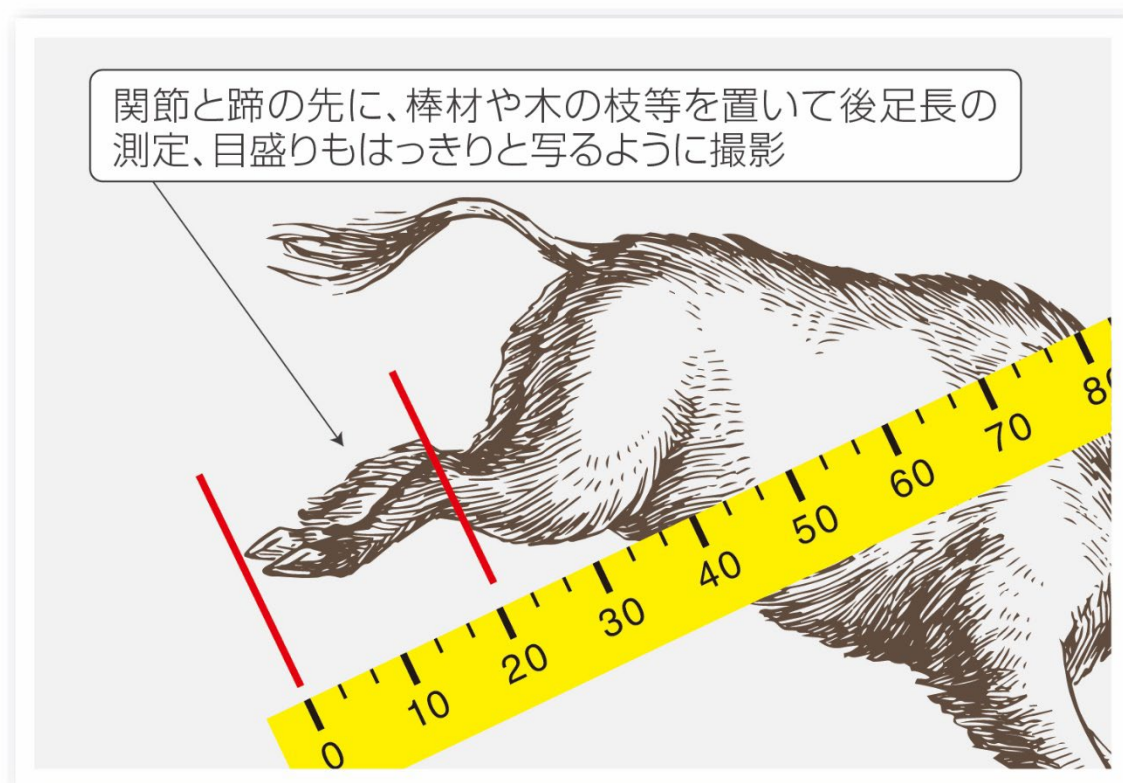
- ・ 同一人物による応募数上限はなしとする（複数応募可能）。
- ・ グループで捕獲した場合は、代表者1名が応募するものとする。
- ・ 捕獲個体の体長等の偽装や、同一の個体により複数回応募した等、不正が発覚した場合は、同一人物からの応募はすべて無効とする。

参 考 添付する写真 及び 体長等の測定 の例

【写真（体長の測定）】



【後足長の測定】



5 審査方法

(1) 第一次審査

書類審査を実施し、応募のあったイノシシ又はニホンジカについて、6 (2) の審査基準により配点化を行う。

(2) 第二次審査（令和8年2月下旬（予定））

6 (1) の審査員による審査会を実施し、4 の実施方法等の適格性や6 (2) の審査基準に照らし、協議のうえ7 の表彰者を選出する。

6 審査会及び基準

(1) 審査員

茨城県、(一社)茨城県猟友会 等

(2) 審査基準

① 7 の表彰者のうち、特別賞以外の審査は、以下の審査基準により行う。

審査項目	内 容	配 点
I 体 長※	尾の付け根から鼻の先までの長さ	1 c m = 1 点 例) 130 c m の場合…130点
II 後 足 長	後ろ足の膝関節から蹄の先までの長さ	1 c m = 1 点 例) 25 c m の場合… 25点
III 測定精度	メジャーがたるんでいる場合	10点減点
	メジャーの両端が写真に写っていない場合（人物等で隠れている場合を含む）	10点減点
	写真が不鮮明でメジャーの目盛りが読み取りにくい場合	10点減点
合計（I ～III）		例) 130点 + 25点 = 155点 ※減点要素がない場合
原則として、合計の配点が最も大きい者から順に選定する。		

※同一人物による複数応募があった場合は、最も体長の大きい個体を審査対象とする。

② 7 の表彰者のうち、特別賞の審査は、以下の審査基準により行う。

4 の実施方法等を満たす適正な応募数を審査し、その数が最も多い者を選定する。
応募数同数の場合は、上記①の審査基準を準用する。

7 表彰等

(1) 表彰者及び副賞

5 (2) の第二次審査での選出により、次のとおり表彰者を決定する。

①イノシシ

<一般部門>

最優秀狩人賞（1 位）	1 名	（副賞 8 万円相当）
優秀狩人賞（2 位・3 位）	2 名	（副賞各 3 万円相当）
茨城県猟友会長賞	1 名	（副賞 3 万円相当）

<新人部門>

敢闘賞（1 位～3 位）	3 名	（副賞各 2 万円相当）
茨城県猟友会長賞	1 名	（副賞 2 万円相当）

★先着 5 名様にギフト券（1,000 円相当）を進呈！

※過去に新人部門に入賞された方は、一般部門への応募となります。

②ニホンジカ

<一般部門・新人部門共通>

討伐賞	最大 5 組	（副賞各 1 万円相当）
-----	--------	--------------

(2) 表彰式

【開催期日】 令和 8 年 3 月下旬（予定）

【開催場所】 茨城県庁（予定）

8 その他

- (1) 表彰者の在住市町村名及び氏名は、応募者への結果通知その他で掲載する場合がある。
- (2) 応募した写真の著作権・著作権は主催者に帰属するものとし、写真は理由を問わず返却しない。
- (3) この要領に定めるもののほか、表彰の実施等に必要な事項については、茨城県県民生活環境部環境政策課長が別に定める。